# タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 事業者所在地 | 営業所名 | 営業所所在地 | 処分年月日 | 処分内容 | 主な違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 株式会社伊達ハイヤー（法人番号6430001056257）代表者長澤直裕 | 北海道伊達市館山町10番地 | 本社営業所 | 北海道伊達市館山町10番地 | R5.7.19 | 輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告及び文書勧告 | 道道路運送法第27条第3項、道路運送法施行規則第66条第1項 | 令和4年9月28日及び令和4年10月5日、長期未監査を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。（1）苦情処理の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第3条第2項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第21条第5項）、（3）事故の記録事項義務違反（運輸規則第26条の2）、（4）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項）、（5）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）、（6）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第38条第2項）、（7）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）、（8）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第46条）、（9）指導主任者の選任届出義務違反（運輸規則第68条第1項第3号）、（10）指導主任者の選任、退任届出義務違反（道路運送法施行規則第68条第1項第4号） | 6 | 6 |
| 2 | 高橋幸一 | 北海道札幌市清田区 | 佑貴TAXI営業所 | 北海道札幌市清田区 | R5.7.19 | 輸送施設の使用停止（60日車） | 道路運送法第27条第3項 | 令和5年2月14日、その他事故、法令違反、事件、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）無車検運行（旅客自動車運送事業運輸規則第45条） | 6 | 6 |
| | 以下余白 | | | | | | | | | |